

令和7年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度カーボンニュートラルやまがた県民運動普及啓発事業

2 事業の目的

2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けて、県民一人ひとりが生活の中で環境への影響を意識し、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動につなげるきっかけづくりを通して、意識変容や行動変容につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の概要

本事業の受注者は、以下（１）～（６）の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案の内容を基に山形県（以下「県」という）と協議の上決定するものとする。

- （１）県民のCO2排出量の可視化
- （２）県民の行動変容を促す広報・プロモーション
- （３）環境人材育成ためのデジタル教材の作成
- （４）水素エネルギー普及啓発動画の制作
- （５）県民運動ポスターの制作及び配布
- （６）ロゴマーク入り普及啓発物品の制作

（１）県民のCO2排出量の可視化

県民がそれぞれの生活の中で環境への影響を意識し、脱炭素アクションを自分ごととして捉え、行動につなげるためのウェブサイトを作成し、これを公開・管理すること。

①ウェブサイト制作

ア ウェブサイトには、県民個人の生活に係るCO2排出量を可視化できるもの（以下「可視化ツール」という。）を搭載すること。なお、「③留意事項」を遵守すること。

イ 可視化ツールは科学的根拠に基づき、県民のCO2排出量を可視化できるものとする。

- ウ 可視化ツールを軸に、県民が楽しみながら脱炭素アクションに取り組める仕組みを構築すること。
- エ 可視化ツールを活用して県民が測定した結果は、市町村、性別、年代別に集計できるような仕組みを構築すること。
- オ ウェブサイトでは「カーボンニュートラルやまがた県民運動」の取組みを情報発信すること。
- カ 「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- キ Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ (MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari 等) で閲覧可能であること。
- ク レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- ケ 高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮すること。
- コ 県が管理する Web サイトや SNS にリンクを掲載するためのバナー画像を制作すること。バナーデザインやサイズ等については、県と協議のうえ決定すること。
- サ 情報発信にあたり、県が記事を適宜自由に追加または編集できるシステムを構築すること。
- シ 記事の追加または編集のためのマニュアルを作成すること。
- ス ページ閲覧者の分析ができるよう Google アナリティクスなどを設定すること。
- セ ウェブサイトは、令和 7 年 6 月末を目途に制作すること。

②ウェブサイトの運営・保守管理

- ア 受注者は、県からの問合せ対応、システムの監視及び障害受付ができる体制を整えること。
- イ 必要なセキュリティ対策、定期的なデータのバックアップ、OS やソフトウェア等のバージョンアップへの対応を行うこと。
- ウ 障害を検知した場合、受注者は、速やかに県に通知するとともに、迅速な障害復旧に努めること。
- エ 定期的な保守等を行う場合、受注者は、可能な限り業務サービスを停止させずに実施すること。万が一、やむを得ず業務サービスを停止し、計画的な保守等を行う場合、その 1 週間前までに連絡すること。
- オ 公開後の改修においては、業務やサービスに不具合が起こらないよう事前にテストを実施し、県の承認を得て反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。
- カ 月 1 回程度の軽微なコンテンツの修正に対応すること。なお、大規模な

修正は、県と協議のうえ必要に応じて別途契約することとする。

キ 一般的なツールを用いて閲覧者に関するアクセス解析を行い、毎月報告すること。

ク サーバは受注者が保守管理することとし、ウェブサイトの構築年度のサーバ調達やバックアップ及び管理にかかる費用は委託費に含まれることとする。

③留意事項

ア ウェブサイトや可視化ツールの制作・運営管理に当たっては、県と十分に協議をすること。

イ 契約期間満了後、または本業務の全部もしくは一部の業務に係る契約が解除された場合は、受注者は県の指示のもと、業務引継に伴うシステム移行等に必要な本業務の設計書やHTML、ファイル等を円滑に提供し、新たに管理・運営を実施する委託者等が継続して本業務を遂行するために必要な措置を講じること。

（２）県民の行動変容を促す広報・プロモーションの実施

県民に対して、（１）で制作するウェブサイトへの誘導を測り、可視化ツールの活用を促進し、脱炭素に関する意識や行動変容を促すことを目的とした広報・プロモーションを実施すること。

①イベント連携

山形県内でリアル開催されているスポーツ・文化イベント等、若者に訴求効果のあるイベントに参画または連携し、来場者に対する普及啓発を行うこと。

ア 実施場所

山形県内の３つ以上のイベントで実施

イ 委託業務の内容

（ア）実施業務

企画運営、連絡調整等、イベントに係る一切の業務

（イ）留意事項

参画または連携するイベントに応じて、臨機応変に対応し、イベントごとに最大効果が得られるよう企画・運営をすること。

（ウ）来場者へのアンケート

来場者に対し、アンケートを実施すること。

アンケートの内容については、別途、県と協議の上で決定すること。

②広報活動

（１）で制作するウェブサイトの県民の利用促進のための広報活動（キャンペーン等）を提案し、実施すること。

③インフルエンサー等を起用した SNS での情報発信

県民に訴求力のあるインフルエンサー等を選定し、カーボンニュートラルやまがた県民運動と連動して脱炭素への関心を誘引することで、行動変容につながるような内容を発信すること。

ア メインターゲット層

10 代から 30 代の県民

イ 掲載媒体

Instagram を含む 1 以上の SNS 媒体を活用すること

ウ 発信回数

3 回以上

エ その他

掲載内容等及び掲載日については、県と協議の上決定すること。

(3) 環境人材育成のためのデジタル教材の作成

子どもの頃から地球温暖化への理解を深め、「自分ごと」として自ら行動できる環境人材の育成のため、小学生が楽しく学べるデジタル教材を制作すること。

①ターゲット

山形県在住の小学 5、6 年生

②気候変動に関する学習を目的とした学習教材制作に関すること

ア 次のイからキに基づき、学習教材となるページの全体設計、デザイン・レイアウト作成、イラスト・図表・動画等の作成、コーディング作業を行うこと。

イ 制作した教材は、(1)で制作するウェブサイト内に特設ページを設けて格納し、その保守管理や留意事項等については当該ウェブサイト zu 準拠するものとする。

ウ デザイン・レイアウトについて、次の(ア)から(キ)を考慮して作成すること。

(ア) 子どもたちが親しみを持って楽しみながら閲覧できるデザイン・レイアウトとし、動画やアニメーションを活用する等工夫をすること。

(イ) 遊びながら知識を身につけることができるよう、クイズ・謎解き要素を組み込んだデザインとすること。

(ウ) 小学校の授業等で活用することを想定し、クイズ・謎解きについては、解説等を含め小学 5、6 年生が概ね 1 授業時間(45 分)程度で解ける内容・記載(フリガナを追加する等)とするほか、解けない人向けのヒントページも用意すること。

(エ) 制作した教材へ容易にアクセスが可能となるよう工夫すること。

- (オ) 授業等で使用する際、講師が説明する原稿（シナリオ）を用意すること。そのほかには教員が容易に活用できるよう工夫すること。
- (カ) 全て解けた方用のゴールページを用意すること。
- (キ) Windows、MacOS、iOS、Android の OS に対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari 等）で閲覧可能であること。
- (ク) レスポンシブ Web デザインを採用し、PC、スマートフォン及びタブレット端末で閲覧しやすいものとする。
- エ 概ね次の（ア）から（キ）の内容を学べる教材とし、項目ごとに1つ以上クイズ等を用意すること。なお、ターゲットが理解しやすい内容となるよう、山形県内の情報や出来事を十分に活用すること。また、内容が1授業時間（45分）に収まらない場合は家庭で取り組む課題（宿題）を用意する等活用しやすい形とすること。
- （ア）地球温暖化のしくみについて
- （イ）地球温暖化の影響について
 - ※山形県内の現状も盛り込むこと。
- （ウ）地球温暖化防止に向けた山形県の対応について
- （エ）再生可能エネルギーの活用について
- （オ）2050年カーボンニュートラルに向けた新技術について（水素エネルギーなど）
- （カ）脱炭素社会の実現のための一人ひとりのライフスタイルの転換について
- （キ）その他、気候変動対策に関すること
- オ 令和7年9月末日までに上記教材を公開すること。
- カ 技術革新等情報の更新が著しい分野であるため、記載データを更新して次年度以降も活用しやすいような仕組みとすること。
- キ 記載内容の修正が必要な際は、県の指示に従い、速やかに修正すること。また、軽微な修正に関しては県が直接修正もできるような仕組みを検討すること。

（４）水素エネルギー普及啓発動画の制作

水素を日常生活や産業活動で幅広く利活用する「水素社会」の実現に向け、県民の理解を深めるため、水素エネルギー普及啓発動画を制作すること。

①動画の制作

イ 動画の概要

- ・小学生以上の県民が下記ウ（ア）～（キ）の内容を理解できる動画を1本以上制作すること。

- ・ 1本あたりの再生時間は5分～10分とすること。
- ・ 原則は上記のとおりとするが、効果的なPRができるよう、柔軟に本数や動画の長さを提案して差し支えない。

ウ 内容

- (ア) 水素の基礎知識
- (イ) 水素エネルギーの有用性、安全性
- (ウ) F C V（燃料電池自動車）の仕組み
- (エ) 山形県の取組み
 - ・ 山形県水素ビジョンの策定
 - ・ F C Vの導入
 - ・ その他、水素に関する県内の最新の動きなど
- (オ) 災害時の水素利活用
- (カ) 水素利活用に当たっての課題
- (キ) 水素社会の実現に向けた展望

エ その他

- (ア) 動画をアップロードする際のサムネイルを制作すること。サムネイルのデザインは、視聴意欲を掻き立てるようなものとなるよう工夫すること。
- (イ) 動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

オ 留意事項

- (ア) 動画の制作にあたり、受注者は企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務の一切を行うこと。
- (イ) 業務の遂行に当たり必要となる一切の経費は全て業務委託料に含むものとする。
- (ウ) 制作する動画には使用期限を設けないこと。

②動画の納品

- ア 令和7年9月末日までに納品すること。
- イ ウェブサイトやYouTube で再生可能なファイル形式とすること。
- ウ DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。
- エ 県が県関連サイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式で、データを納品すること。
- オ 動画サイズ及び納品形式は、次のとおりとする。ただし、業務遂行するにあたり、より適当な方法があれば、県及び受注者協議の上、変更することも可とする。
 - (ア) 画面比率は 16 : 9 とし、動画はフルハイビジョン（1920×1080px）

以上、サムネイルはハイビジョン(1280×720px)かつ2MB以内とする。

(イ) 動画(再生用) DVD 2枚

※DVDはすべてリージョンコードをALLとし、コピーガード処理を施さないこと。

(ウ) 動画(ウェブアップロード用) 電子データ(MP4形式)

(エ) サムネイル画像及び動画各シーンのキャプチャ画像 電子データ一式(jpg形式)

(5) 県民運動ポスターの制作及び配布

カーボンニュートラルの普及啓発を目的としたポスターのデザイン制作・配布を行うこと。なお、ポスターの仕様は以下の内容を満たすものとする。

判型	B2判 片面
色番	4色(カラー)
用紙	コート紙135kg又はそれに準じる規格(協議のうえ決定)
加工	8つ折加工(B5判仕上げ)
数量	4,000部
納期	令和7年5月末日まで
デザイン	令和6年度カーボンニュートラルポスターコンテストの最優秀作品を使用したデザインとする。(データは別途県が提供する)
その他	・ 標題、サブタイトルには飾り文字を使用することとし、他の文字はイラストに合った文字を使用し、視覚に訴えるデザインとすること。 ・ 受注者はデザインの原稿を作成し、県と協議の上決定すること。 ・ 制作したポスターは、県の指定する部数を指定する場所(430箇所程度)にそれぞれ指定する期限まで発送すること。なお、発送先に応じて、加工の一部変更を指示する場合がある。 ・ 完成品のデータについては、JPGの形式により県に納品すること。

(6) ロゴマーク入り普及啓発物品の制作

カーボンニュートラルやまがた県民運動の周知を図るための普及啓発物品を制作すること。なお、制作する普及啓発物品は以下の仕様を満たすものとし、企画提案書において制作する物品を提案すること。

種類	3種類程度
数量	各500個程度

納期	令和7年7月末日まで
デザイン	県が作成した「カーボンニュートラルやまがたロゴマーク」を効果的に使用し、視覚に訴える物品とすること。
その他	・容易に使用が可能であり、年代を問わず使用が見込めるものとする。 ・カーボンニュートラルの認知度向上が期待できる物品とすること。 ・デザインについて JPG の形式でも納品すること。 ・普及啓発物品及びデザインの最終的な決定は、県が行うものとする。

5 業務実施計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。
- (2) 受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しないこと。

6 成果物

受注者は、本業務完了後、速やかに次の成果物を提出すること。

- ・業務完了報告書（A4判縦）：2部

7 留意点

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、県に対して積極的に提案すること。
- (2) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 業務が案了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- (4) 本業務にて提供される成果物の著作権及び所有権は、県に帰属するものとする。ただし、一般に公開されていない特殊な技術等の権利については、県と受注者の協議の上帰属を決定する。
- (5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の

個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることともに、本事業の目的以外に使用または第三者に提供してはならない。このことは、本業務終了後においても同様とする。

- (6) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (7) 業務を行う際に、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者の責任においてこれを解決すること。また、速やかに県に報告すること。
- (8) 委託契約締結後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (9) この仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく県と受注者が協議して決定するものとする。